

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

(重点推進計画の認定)

第五十六条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十九条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点推進計画の区域

二 重点推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四 計画期間

3 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二 当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第五十条に規定する事業又は第五十九条若しくは第六十条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五十七条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。
。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福

島復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第五十六条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（研究開発の推進等のための施策）

第五十九条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（企業の立地の促進等のための施策）

第六十条 国は、認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第六十一条 国は、前三条に定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第六十二条 原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 復興大臣及び福島県知事
- 二 内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者

3 協議会に議長を置き、復興大臣をもつて充てる。

4 内閣総理大臣は、いつでも協議会に出席し発言することができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
ない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第八章 雑則

(この法律に基づく措置の費用負担)

第六十三条 この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる国の措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国が当該原子力事業者に対して、当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

い。

(主務省令)

第六十四条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(権限の委任)

第六十五条 この法律に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第六十七条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定 公

布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十八条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第十六条及び第十七条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるも

のとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十八条第八項において準用する第三

十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の三中「都道府県」を「国又は都道府県」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第一項第五号ロ及びハ」を「同条第一項第五号ロからニまで」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の二 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十六条第一項(産業復興

再生計画の認定)に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定(同法第三十七条第一項(東日本大

震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年

法律第二百二十二号)第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の変更の認定を含む。)が次の各号に掲

げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十六条

第三項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)の同意をした者については、当該産業復興再生計画

に係る同法第三十六条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして

、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二百二十五号 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条(一般貨物自動

車運送事業の許可)の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第三百二十九号 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項(登録)の

第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録、同法第二十条

(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項(事業計画及び集配事業計

画)の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録若し

くは同法第三十九条第一項(変更登録等)の変更登録又は同法第四十五条第一項(許可)の第二種貨

物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項(事業計画)の事業計画の変更の認可

三 別表第一第四百十号 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第三条(登録)の倉庫業者の登

録又は同法第七条第一項(変更登録等)の変更登録

附則第八条中「(昭和三十一年法律第二百一十一号)」を削る。

別表第一中「、第三十四条」を「、第三十四条、第三十四条の二」に改め、同表第二百二十五号中「(貨

物自動車運送事業法の特例)又は」を「(貨物自動車運送事業法の特例)、」に改め、「第二項(貨物自

動車運送事業法の特例)」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項(流通機能向上事業に

係る許認可等の特例)」を加え、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定、」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該登録」に改め、「第二十二條の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項」を加

え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号(一)中「(平成元年法律第八十二号)」を削り、同表第四百十号中「(倉庫業法の特例)」の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六条第一項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)」を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六条第九項(産業復興再生計画の認定)」の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七条第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次

「と、「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

<p>二十一の三 福島 県知事</p>	<p>福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-------------------------	--

別表第三に次のように加える。

<p>二十九 福島県知 事</p>	<p>福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------------	--

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第三十八条第七項において準用する通訳案内士法第十条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五に次の一号を加える。

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十八条第八項において準用する通訳

案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号に次のように加える。

二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第五十八条に規定する業務

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第二十一条に規定する業務を行うこと。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（

平成二十三年法律第四十号）第百三十八条」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助

成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年

法律第 号)第二十二條」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十四條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百一十條第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第七十條第五項(同條第九項において準用する場合を含む。)」を「、沖縄振興特別措置法第七十條第五項(同條第九項において準用する場合を含む。)」を「、沖縄振興特別措置法第七十條第五項(同條第九項において準用する場合を含む。)」

又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第九條第四項若しくは第十三條第四項に改め、同條第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第六十條第五項」を「、沖縄振興特別措置法第六十條第五項又は福島復興再生特別措置法第十一條第四項」に改め、同條第三項第一号ハ中「又は公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十條第三項」に改める。

第二百二十四條第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項」を「、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項又は福島復興再生特別措置法第十二條第四項若しくは第十四條第五項」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十八条第八項において準用する通訳

案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を

改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」を「第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次」に改め、同法別表第一第八十一号の改正規定中「別表第一第八十一号」を「別表第一中」、「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改め、同表第八十一号」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第六十四条

(国土交通省設置法の一部改正)

第十九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第二十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第四条第五号に規定する避難解除等区域

の復興及び再生の推進に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関する

こと。

第二十一条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「並びに同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業」を「、同法第十五条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十六条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第五十六条第五項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。